

広島県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年六月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年五月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

佐木島線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市鷺浦町向田野浦五一四五番一地从先から 三原市鷺浦町向田野浦五〇七七番二地从先まで	新	旧	一〇・三〇 三三・〇〇	二二五・〇〇	拡幅
	旧	新	五・〇〇 一二・〇〇	一、〇二八・〇〇	
三原市鷺浦町向田野浦二七八〇番一地从先から 三原市鷺浦町向田野浦二六六〇番一地从先まで	新	旧	一〇・〇〇 四一・四〇	一、〇六三・〇〇	ルート変更 不用物件延長 九七八・一〇 メートル
	旧	新	六・五〇 一一・三〇	二〇九・〇〇	
三原市鷺浦町向田野浦二六六〇番一地从先まで	新	旧	一一・〇〇 二五・九〇	二〇九・〇〇	拡幅
	旧	新	六・五〇 一一・三〇	二〇九・〇〇	